しあわせ信州

長野県（総務部）プレスリリース　令和4年（2022 年）9月 16 日

令和4年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案１件、新設条例案１件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条　例　案　の　概　要
1	**一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例案** （詳細は、別紙１（Ｐ３）のとおり） 国家公務員に準じて、次のとおり職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるほか、所要の改正を行います。 ⑴　定年の段階的引上げ 令和５年から令和 13 年にかけて、職員の定年を 60 歳から 65 歳まで（医療業務に従事する医師・歯科医師については 65 歳から 70 歳まで）段階的に引き上げます。 ⑵　役職定年制の導入 管理監督職の職員を、原則として、60 歳に達した日以後、最初の４月１日に管理監督職以外の職に降任等させる「役職定年制」を導入します。 ⑶　定年前再任用短時間勤務制の導入 60 歳を超えて退職した職員を、引上げ後の定年退職日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入します。 ⑷　60 歳を超える職員の給料水準 60 歳を超える職員の給料月額は、60 歳時の７割水準とします。 ⑸　職員の退職手当について 60 歳を超えて退職した職員の退職手当は、引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、「定年」を理由とする退職と同様に算定します。 （令和５年４月１日から施行） 人事課　026-235-7395（FAX）　E-mail：jinji@pref.nagano.lg.jp

新設条例案

番号	条　例　案　の　概　要
２	**個人情報の保護に関する法律施行条例案** （詳細は、別紙２（Ｐ４）のとおり） 個人情報の保護に関する法律の一部改正により、個人情報の取扱いに係る法律の規定が地方公共団体に適用されることに伴い、法律の施行に必要な事項について次のとおり定めます。 ⑴　条例への委任事項 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料額 ⑵　現行の個人情報保護の水準を維持するための事項 ア　個人情報の本人数 1,000 人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表 イ　保有個人情報開示請求の開示決定等の期限の短縮（15 日（法は 30 日）） ウ　長野県個人情報保護審査会の設置 （令和５年４月１日から施行） 情報公開・法務課　026-235-7370（FAX）　E-mail：kokai@pref.nagano.lg.jp

―― 確かな暮らしが営まれる美しい信州 ――
学びと自治の力で拓く新時代
しあわせ信州創造プラン 2.0（長野県総合５か年計画）推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための 17 の目標
［長野県は「SDGs未来都市」です］

総務部情報公開・法務課法務係
（課長）重野　靖　（担当）片桐　栄子
電 話　026-235-7057（直通）
026-232-0111（代表）　内線 2287
ＦＡＸ　026-235-7370
E-mail　kokai@pref.nagano.lg.jp

SDGs（持続可能な開発目標）は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です

（別紙１）

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例案について

人事課

１　改正の理由及び内容

国家公務員に準じて、次のとおり職員の定年の引上げ等に関して必要な事項を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 定年の段階的引上げ

令和５年から令和13年にかけて、職員の定年を60歳から65歳まで（医療業務に従事する医師・歯科医師については65歳から70歳まで）段階的に引き上げる。

	段階的な定年の引上げ								65歳定年の完成	
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年年齢	60	61	61	62	62	63	63	64	64	65	65

令和４年度末年齢	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
60歳	60歳 定年退職	61歳 再任用	62歳	63歳	64歳	65歳					
59歳	59歳	60歳	61歳 定年退職 （定年前再任用短時間）	62歳 再任用	63歳	64歳	65歳				
58歳	58歳	59歳	60歳	61歳 （定年前再任用短時間）	62歳 定年退職	63歳 再任用	64歳	65歳			
57歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 （定年前再任用短時間）	62歳	63歳 定年退職	64歳 再任用	65歳		
56歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 （定年前再任用短時間）	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 再任用	
55歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 （定年前再任用短時間）	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

(2) 役職定年制の導入

管理監督職の職員を、原則として、60歳に達した日以後、最初の４月１日に管理監督職以外の職に降任等させる「役職定年制」を導入する。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳を超えて退職した職員を、引上げ後の定年退職日までの間、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入する。

(4) 職員の給料水準について

60歳を超える職員の給料月額は、60歳時の７割水準とする。

(5) 職員の退職手当について

60歳を超えて退職した職員の退職手当は、引上げ後の定年退職日の前に退職を選択した職員が不利とならないよう、「自己都合」を理由とする退職の扱いとせず、「定年」を理由とする退職と同様に算定する。

２　施行期日

令和５年４月１日

（別紙２）

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

情報公開・法務課

１　国の個人情報保護制度の見直し

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「新法」という。）が改正され、令和５年４月１日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなったため、地方公共団体は、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要がある。

【法改正の趣旨】個人情報保護とデータ流通の両立　【法改正の内容】全国的な共通ルールを法律で規定

２　条例制定の理由及び内容

現行の長野県個人情報保護条例（平成３年長野県条例第２号。以下「現行条例」という。）の規定の大半が新法に規定されていることから、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例（法施行条例）を制定する。なお、個人情報保護の水準は、新法の許容範囲内で維持する。

	主な事項	新法	新条例	備考
総則	①　個人情報、個人情報ファイル、要配慮個人情報等の定義	○	×	【規定不要】：現行条例と同一の規定が新法にあるため
	②　地方公共団体の個人情報の適正な取扱いに関する責務	○	×	
個人情報の取扱い	③　個人情報の保有及び利用・提供の制限	○	×	
	④　個人情報の安全管理措置、漏えい等の報告	○	×	
	⑤　個人情報の本人数に関わらない個人情報ファイル簿の作成・公表	○ （千人以上）	○ （全て）	**【水準維持】：現行のサービス水準を維持するため**
開示請求等	⑥　開示請求の対象、請求手続及び不開示情報の類型	○	×	【規定不要】
	⑦　開示請求に対する開示決定の期限	○ (30 日)	○ (15 日)	**【水準維持】**
	⑧　不開示理由がなくなる期日の明示義務	×	○	
	⑨　公文書の写し等の交付の際の実費徴収	×	○	
	⑩　訂正・利用停止請求の対象、請求手続	○	×	【規定不要】
審査請求	⑪　開示決定等に対する審査請求の諮問	○	×	
	⑫　⑪の諮問先の機関（個人情報保護審査会）の組織及び運営事項	×	○	**【水準維持】**
匿名加工情報	⑬　行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の手続	○	×	【規定不要】
	⑭　行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額	×	○	**【委任事項】**
罰則	⑮　行政機関の職員等の守秘義務違反に対する罰則　等	○	×	【規定不要】
	⑯　個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則	×	○	**【水準維持】**

【参考】新法（ガイドライン）で新条例に規定することが許容されていない事項及び対応

ア　死者の情報が個人情報に含まれるとする規定

⇒　実務上生死が判明しない場合は生者の情報として、死者の情報から遺族が識別できる場合には遺族の情報として取り扱う。

イ　次に掲げる事項を行う際に審議会への意見聴取を義務付ける規定
（ア）要配慮個人情報を収集（例：犯罪歴、病歴等）
（イ）個人情報を本人以外から収集（例：市町村）
（ウ）個人情報を収集目的以外の目的で他の公的機関に提供（例：他の都道府県、裁判所）

⇒　実施機関が過去の事例を参考に判断し、判断が困難な場合は個人情報保護委員会に相談する。